

ななおい市議会だより

平成17年第1回(3月)定例会

七尾市議会事務局 編集 / 議会だより編集委員会

次回市議会議員選挙の方法が決定

七尾駅前第二地区第一種市街地再開発事業について

平成17年第1回市議会定例会の概要

3月 3日(木) 本会議

平成17年第1回定例会が招集され、会期を23日間と決めた。平成17年度一般会計予算として350億円及び13の特別会計と企業会計の他、補正予算案と条例案を含め議案66件が上程され、提案理由説明が行われた。

3月 9日(水) 本会議

3月10日(木) 本会議

3月11日(金) 本会議

3月14日(月) 本会議

4日間にわたり、代表質問と一般質問に24名の議員が質問に立ち、市政や議案に対する質疑・質問が行われ、活発な議論が交わされた。また、3月14日には助役の人事案件2件が提出され、提案理由説明の後、採決が行われ、1件は同意したが1件は同意しないこととなった。

3月22日(火) 常任委員会

3月23日(水) 常任委員会

5つの常任委員会において、付託された議案について委員会審査が行われた。

3月25日(金) 本会議

各常任委員長及び決算審査特別委員長から委員会における審査の経過と結果が報告され、採決を行った結果、全議案が可決された。その後、追加議案1件の提案説明が行われ、常任委員会審査を経て採決を行い可決した。また、議員の定数と選挙区に関する条例、七尾市議会委員会条例の一部改正条例及び意見書、計4件の議会議案が提出され、全てが可決された後、乳幼児医療費助成制度に関する決議を可決し、市議会定例会を閉会した。



3月9日に代表質問、10日・11日・14日に一般質問が行われました。4日間で24名の議員が質問に立ち、議案や市政に対する質疑・質問が行われ、活発な議論が交わされました。

代表 質問

質疑・質問事項（実施順）

- 桂 徹男** 議員（無所属・能登島会）
旧七尾短期大学跡地の利活用 ご当地ナンバーの取組み 教科書（中学校）採択
- 西田 昭二** 議員（自由民主党・新風会）
予算関連 大型SC計画 のと鉄道廃線 就業支援 公設地方卸売市場の今後の展望
と地産地消のシステムづくり 児童の防犯対策 七尾港の水際の防犯対策 防災対策
- 松本 精一** 議員（無所属・中島同志会）
市政全般 生涯学習及び社会教育 職員関連
- 中西 庸介** 議員（自由民主党・新政会）
平成17年度予算 構造改革特区 七尾の産業の位置づけ 教育行政 福祉行政
- 津田 照生** 議員（無所属・政夢会）
機構改革 平成17年度予算 財政改革プラン 教育問題
- 古田 秀雄** 議員（無所属・市民クラブ）
平成17年度予算 市歌や都市宣言 能登の中核都市として 七尾市子ども条例の制定
森林の保護育成 公共施設の利用と管理 雇用の創出 教育問題
- 杉木 勉** 議員（無所属・中島会）
合併協議会で作成された新市建設計画 財政改革プラン バイオマス構想
- 永崎 陽** 議員（無所属・新志会）
旧田鶴浜町の国際交流 スポーツの振興 道路網の整備
旧鹿北3町統合中学校 ゴミの減量化に向けての取組み等

一般 質問

- 島田 篤** 議員（無所属）
後世に誇れる美しいまちづくり 次代を担う人を育てるまちづくり
- 伊藤 厚子** 議員（公明党）
子育て支援 子どもの居場所づくり がん検診の受診率向上への取組み
子どもの安全・安心の強化 地域再生まちづくり
- 瀧音 弘信** 議員（無所属）
ゆとり教育の全面的見直しの方針に伴う七尾市教育委員会の対応 コミュニティバスの運行
- 瀧川正美智** 議員（無所属）
財政再建問題 金融機関の破綻保証制度 行財政改革の動向 教育問題
緊急避難道路の建設
- 松井千太郎** 議員（無所属）
平成17年度予算 七尾市地域福祉計画 温暖化対策
- 大林 吉正** 議員（無所属）
災害に強いまちづくり 少子化対策事業費

杉本 忠一 議員（無所属）

財政再建に関する事項 事務事業評価システムの確立 議会議員関係の請負事業

山本 一明 議員（無所属）

和倉温泉再生計画の策定 地域の人材を活用した基礎学力向上学習支援隊とは何か

坂下 孝志 議員（無所属）

七尾市の防災対策 朝日中学校改築工事

政浦幸太郎 議員（無所属）

財政危機に対する考え方

垣内 武司 議員（無所属）

鹿北統合中学校建設問題 行政一般 市職員の定例（月1回）の接客訓練
平成17年度予算

藤井 政治 議員（無所属）

新市の観光ビジョン 出資会社、類似団体等の統廃合

荒川 一義 議員（無所属）

アウトソーシングによる行財政改革のあり方や必要性 指定管理者制度
七尾湾沿線の治安体制 七尾西湾を生かす取り組みや野鳥公園の環境問題 観光振興

池岡 一彦 議員（無所属）

平成17年度予算 体育施設の無料化 機構改革 児童福祉総合計画（仮称）（案）
A E D（自動体外式除細動装置）

久保 吉彦 議員（無所属）

環境保全型有機肥料対策事業 体育施設 公共工事における入札の情報もれ

伊藤 正喜 議員（無所属）

合併協議会合意事項の拘束力と行財政改革 学校、災害、海岸線の危機管理
人事制度改革と管理職降任制度 少子高齢化対策と人口維持・交流人口増加
新市での観光の振興 民間委託の方向性及び公共施設の維持管理と指定管理者制度
市民協働と市民参画条例、自治基本条例 京都議定書発効を受けての市の環境政策

七尾短期大学に関して

旧七尾短期大学跡地の利活用について



旧七尾短期大学跡地について、早急に再利用を図るべきだと思うが、今後の利活用の対策をどう考えているか。



先月28日に清算人会が開催され、清算方針と内容が決定した。それにしたがって、3月末までに清算事務が完了する予定である。建物は市が所有し、土地は県と市が共有する形で清算方針が決定した。市としては、校舎が良好な状態であり、これを生かしながら高等教育機関として活用していきたい。誘致に当たっては、経営的に安定した学校法人であることと同時に、全国から学生を集めることができるような学部、学科であること、さらには卒業後の就職先が確保されなければならないと考えている。現在、2つの法人から話があり、調査、検討中である。

旧七尾短期大学の残余財産について



七尾短期大学の建設当時、稲置学園が約10%の2億円、残りの90%を県と市が負担をしたと聞いているが、市の負担のうち約1億3,000万円は商工会議所が地域の経済活性化資金として寄付をしたものである。この清算金の使途については、予算の歳入額に計上されているが、商工会議所と事前に協議をしたのか。

※平成17年度予算に清算金は含まれているが、具体的にどのような形でどうやって有効活用するのか、どの部分に予算を計上したのか、はつきりしないままでした。



残余財産の処分については、商工会議所とも相談をさせてもらったが、経済界にも理解をもらい、今後のこの施設の活用という中で、開学当初にいただいた基金をさらに生かしていくという形で理解を得ている。残余財産のうち現金のことは、残っている建設借入金の償還に充てていく。

アウトソーシング・指定管理者制度に関して

アウトソーシングによる行財政改革のあり方や必要性について



行政の守備範囲を見直す中で、公共と民間やNPO、市民との役割分担を見直し、他の団体と連携しながら広くアウトソーシングしていく必要があるが、このことによる行財政改革のあり方や必要性をどう考えているか。また、職員定数の適正化との整合性確保について、どう考えているか。そして、市の経営再生計画を具体化するため、個別計画の一つとして位置づける考えはないか。



大変厳しい財政状況の中でこれから行政改革を行うために、アウトソーシングをする必要性は当然ある。しかし、現在は限界があり、基本的には外部に仕事を委託するために見合うだけの職員、行政経費の節減がなければならず、基本的には職員の削減がなければ、行政改革やスリム化に繋がらない。人件費の削減が課題であり、職員の削減をしていかなければ今後の財政運営が立ち行かない。そのような形で、財政改革プランを提案したところである。

※事前の全員協議会では、未完成な財政改革プランを提示し、夏までにとの説明でした。しかし、本会議ではこのような答弁でした。

用語解説

アウトソーシング

市役所の外部に資源（ヒト・モノ・カネ・情報・技術）を求めることです。行財政運営の効率化や簡素化につながり、大幅なコストダウンが期待されます。このことにより余裕が出た職員を退職者の補充人員にすると共に、政策形成や成果の評価と再構築に、また時代の変化や市民ニーズに応じながら、強化が必要な部門に移していくことができます。全国の事例では、かなりの効果が期待できます。

指定管理者制度をどのように活かし、効果に期待するものは何か



アウトソーシングの具体的手法の一つである指定管理者制度をどう活かし、その効果に期待するものは何か。また、選定方法はどうか考えているか。すでに委託していた公的団体職員の雇用問題、個人情報の管理、事故の補償や責任分担等の懸念される課題に対してどのように考えているか。さらに、公的施設を生かすための環境づくりが遅れていると思うが、今後の取組みをどう考えているか。



指定管理者の選定方法は、基本的には競争の原理により入札または公募しなければならないが、選定基準が必要になる。この基準や管理手法については、審議会等を設置して具体的に対応していかなければならない。行政と委託者との役割分担、委託先の受け皿がどの程度あるのか不明であること、行政情報の保護を確保しながらどのように外部に依頼するか等の課題があり、それらを整理しなければならない。平成17年度中に、指定管理者に依頼する施設を整理し、具体的にできるものから順番に行っていきたい。いずれにしても平成18年4月までには整理をして、全ての施設に対する指定管理者への依頼をしていかなければならない。

用語解説

指定管理者制度

従来、体育館や公園などの市が設置する「公の施設」は、地方公共団体の出資法人、公共団体、公共的団体でなければ、管理受託者として管理ができませんでしたが、平成15年の法改正で、民間企業やNPOを含む幅広い団体に委ねることができるようになったものです。

福祉政策に関して（乳幼児医療費助成制度等）

乳幼児医療費給付事業削減の必要性について



行財政改革を理由に、これまで実施してきた所得制限なしの乳幼児医療費給付事業が後退させられようとしている。一方で子育て支援の大切さを訴えており、矛盾を感じるが、今なぜこの事業の改正をしなければならないのか。



これまで県内10市の中で自己負担のない医療助成をしていたのは、当市とかほく市だけだった。最近、金沢市と小松市について報道がされているが、金沢市も自己負担が1,000円ある。そういう意味で、大変厳しい財政状況の中でサービスと負担のあり方を見直す中で、月1,000円の自己負担をお願いすることもやむを得ないという判断をした。今回のことは他の市町に比べて進んでいたものを合わせたという考えであり、後退ということではない。

乳幼児医療費助成の方向性について



乳幼児医療費助成の方向性について述べよ。



当市がこれまでとっていた就学前の児童に対する入院・通院費の全無料制度については、県内10市の中で一番進んでいた。今回は大変厳しい財政状況の中で、他の市のレベルに下げたということであり、保護者の方々に応分の負担を求めてもいいのではないかという形で見直しをしたものであるが、少子化対策を後退させるつもりではない。

※他市について、現状を提示した方がよいのでは…。

予算案見直しについて



子育て保護者にとっては、出産祝金支給事業費アップの影響により、乳幼児医療費助成制度が後退するのは大変困る。出産祝金の支給額を据え置いてでも、乳幼児医療費助成制度の無料化を存続した方がよいのではないか。

※どのような意味で趣旨が違うのか明確ではありませんでした。



出産祝金については、旧1市3町の祝金制度を一元化し、チャイルドシート購入の補助金を含めてという形で、合併を機会に新たに創設をした制度である。そういう意味で、出産祝金支給事業と乳幼児医療費助成制度は、基本的には趣旨が違うので、両者を換えて見直しすることは適当ではないと考えている。

扶助費の削減について



本予算において、たくさんの扶助費が削減されたが、その方針はどうか。

※受益と負担のバランスを具体的にどのように考えたのか明確ではありませんでした。



扶助費については、減ったものだけが特別に取上げられているが、前年度に比べて総額で約1億7,000万円、5.3%増えている。増えたもので大きなものは、生活保護費、身体や知的障害者の施設支援費、児童手当等である。削減したものは、心身障害者医療費助成、高齢者のふれあい入浴券交付の廃止、乳幼児医療費助成事業といったところである。このことについては、受益と負担のバランスを考えながら、基本的には合併前のサービス水準にあった格差を是正し、後年度負担にならない形で見直しをした。

旧鹿北3町統合中学校に関して

旧鹿北3町統合中学校の建設スケジュールについて



合併後10年の中で、前半の建設事業として位置づけられている旧鹿北3町統合中学校について、適切な対応を求めるが、協議機関の設置についての考えを述べるとともに、※建設スケジュールを示せ。



※その後地域審議会ができました。この答弁においては、時期的なことに関する答弁はありませんでした。



地域審議会を一日も早く立ち上げて、地域審議会の意見を踏まえて協議機関を設置することが望ましいと考えており、それぞれの審議会でも統合問題を協議していただく。

合併協議会の重要課題の重みはどうか

Q 議員 旧鹿北3町の中学校は、いずれも築30年余の年数を経ており、体力度調査の結果、危険校舎として認定されている。統合中学校建設は合併協議会の重要課題の一つとして取上げられているが、※この重みをどう受け止めているのか。

※市長本人の考えについての答弁はありませんでした。



旧鹿北3町統合中学校の具体的な進め方については、今のところ旧3町の中で、いくらか考えや思いの違いがあるように見受けられる状況なので、この問題については、間もなく開催される地域審議会の中で、それぞれの地域の意見を踏まえ、今後の事業推進に向かっていかなければならないと考えている。

旧簡保の宿跡地に関して

旧簡保の宿跡地の状況について



12月定例会での旧簡保の宿跡地の取得に関する質問に対して、「財政状況が許せばできる限り前向きに検討したい」との答弁であったが、その後の状況はどうか。



財政状況が許せば取得したいという思いは変わらないし、現在も第三者の手に渡っていない。今、郵政公社と価格的な話をさせてもらっているが、財源をどうやって捻出するかが大きな課題である。そういう状況の中で、議会にも相談をさせてもらいながら対応をしていきたい。

耐震診断に関して

公営施設の避難箇所の耐震診断について



大震災に見舞われたとき、避難場所はほとんどが公営施設である。その施設が余震や再震によって安全であるかどうか、昭和56年の耐震構造法改正以前に建てられた市全域の避難施設に対して耐震診断が必要と思われるが、調査・改修をする気があるか。



現在、公営施設の避難所の数は143あり、そのうち79施設が昭和57年以降の耐震化基準施設である。耐震化率55%という状況であるが、残る64施設については、今後とも計画的に耐震化のための調査・対応をしていきたい。

委員会での審査

本会議に提出された議案は、原則として分野ごとの「常任委員会」に付託され、詳細かつ専門的に審査された後、本会議でその結果が報告されます。七尾市議会では、5つの常任委員会を設置していますが、各議員はそのうちのどれか1つに所属しています。

また、常任委員会とは別に、特定事件の重要性・特殊性・複雑性・困難性などを考慮のうえ設置して審査する特別委員会があります。これは全く臨時的な委員会であり、目的を終えると解散することになります。当市では毎年、前年度の決算を審査するための「決算審査特別委員会」を設置することにしていますが、合併前の1市3町の決算を審査するために、2月臨時会で設置されました。

なお、委員会はあくまで議会内部の審査機関であり、委員会の決定がそのまま議会の決定になるわけではありません。最終的な決定は、あくまでも本会議で行うこととなります。本会議では、委員会の結果を参考にし、また尊重しつつも、各議員がそれぞれに判断をして、意思表示をすることとなります。そのために、委員会とは別の結果が本会議で決定することがあります。

2月臨時会（2月4日）

総務企画 常任委員会

付託議案3件の審査結果

補正予算に係る議案・・・・・・・・・・可決
七尾市助役定数条例・・・・・・・・・・否決
七尾市収入役の事務の兼掌に関する条例・・・否決

本会議においては全議案可決

（詳細はP10参照）

建設 常任委員会

付託議案1件の審査結果

補正予算に係る議案・・・・・・・・・・可決

本会議においても可決

決算審査 特別委員会

付託議案7件（合併前の旧1市3町の決算）の審査結果

2月臨時会・・・全議案を「継続審査」とし、3月定例会まで時間をかけて審査することに決定

閉会中の審査結果・・・全議案認定

本会議（3月定例会）においても全議案認定

なお、委員会は2月臨時会で継続審査になった後、閉会中に4回にわたって行われ、活発な議論が交わされました。付託を受けた議案については、結果としていずれも認定しましたが、旧田鶴浜町一般会計の歳入歳出決算については、予備費充当による社会福祉協議会への補助金支出について、多くの指摘がなされ、全会一致での認定とはなりませんでした。

3月定例会

総務企画 常任委員会

付託議案20件の審査結果

七尾市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例他・・・

本会議においても全議案可決

全議案可決

なお、本会議での委員長報告では「予算計上においては、職員給与の減額や職員が勤務する施設駐車料金などは、各機関との意見調整を行った上で計上すべきであり、また、今後の予算執行においても、同様に講ずるよう強い意見があった」ことを申し添えました。

民生 常任委員会

付託議案18件の審査結果

七尾市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例・・・**否決**

上記以外の全議案・・・・・・・・・・・・・・・・・・可決

本会議においては、委員会で否決された議案を含めて、全議案可決

委員会においては、子育て世帯に最高で月1,000円の負担を求める「七尾市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例」を上記のとおり否決しました。

しかし、本会議の採決では、委員会の結果とは逆に賛成多数で可決されました。

教育 常任委員会

付託議案6件の審査結果

七尾市公民館利用条例の一部を改正する条例他・・・全議案可決

本会議においても全議案可決

なお、本会議での委員長報告では「市内の小中学校において緊急事態が発生した場合、速やかに対応できるよう日頃から広い分野の情報を収集しておくとともに、訓練を怠らず実施していくように努めること」「市のスポーツ振興の中核をなす、県民体育大会への派遣費をゼロ査定にすることは、健康を増進し、医療機関にかかる人を減らそうとする時代の流れに逆行するものであり、再考を強く要望すること」「市内22公民館の活動に対する助成金の配分に不公平な部分が生じており、この助成金を一括で市公民館連絡協議会へ交付ができないかを関係者と十分検討すること」「長谷川等伯の国宝“松林図屏風”特別展の鑑賞促進については、我々議員自らが鑑賞促進に積極的に協力し、一人でも多くの方々に鑑賞の機会を与えるよう努力すること」そして「今後も財政の危機的状況が続くと考えられるが、将来の教育を見据えた行政手腕を期待すること」を申し添えました。

産業 常任委員会

付託議案12件の審査結果

七尾市農村多目的集会施設条例の一部を改正する条例他・・・全議案可決

本会議においても全議案可決

なお、本会議での委員長報告では「合併前に各市町と第三者間等で協議された管理委託等について、財政状況が厳しい状況であっても、合併前の内容等も十分に精査し、第三者に心配や不安を与えることのないようさらに検討するよう」要望しました。

建設 常任委員会

付託議案18件の審査結果

七尾市都市公園条例の一部を改正する条例他・・・全議案可決

本会議においても全議案可決

助役の人事案件に関連して

2月に行われた臨時会、3月に行われた定例会において、助役に係る議案が市長から提出されました。このことについては、議会内で意見が分かれ、多くの時間を費やして議論がされました。その経過と結果についてご報告をします。

2月臨時会

市長からの提出議案

七尾市助役定数条例

市の助役を2人にすることができるという内容のものです。

七尾市収入役の事務の兼掌に関する条例

収入役を置かずに、その仕事を助役が行うようにするというものです。

つまり、上記の2つを合わせて本来助役1人、収入役1人であるところを、収入役というポストをなくして助役を2人にし、そのうちの1人に収入役の仕事をさせるといったものです。

なお、上記については、従来は町村でしか認められていませんでしたが、昨年の法改正により、人口10万人未満の市でも認められました。



議会での主な審議過程

市長の提案説明の後、「総務企画常任委員会」へ付託

「総務企画常任委員会」では継続審査と判断し、本会議に申し出

委員会は、時間をかけて審査すべきと判断

本会議では、「総務企画常任委員会」の申し出を否決

本会議では、今議会で結論を出すべきという意思が多数

「総務企画常任委員会」で再審査をし、2つの議案を否決

本会議では、「総務企画常任委員会」の結果とは逆に2つの議案を可決

本会議の決定が優先されるので、議案は可決

3月定例会

2月臨時会で助役の2人制条例が可決されたことを受け、3月定例会会期中の3月14日に、助役の人事案件が2件提出されました。

議案は会期中に審議すればよく、いつ審議するかは議会で決めることから、その日のうちに審議するか後日にするかで議会内で意見が分かれてきましたが、長時間にわたる調整の結果、その日のうちに審議し、結論を出すことでまとまりました。

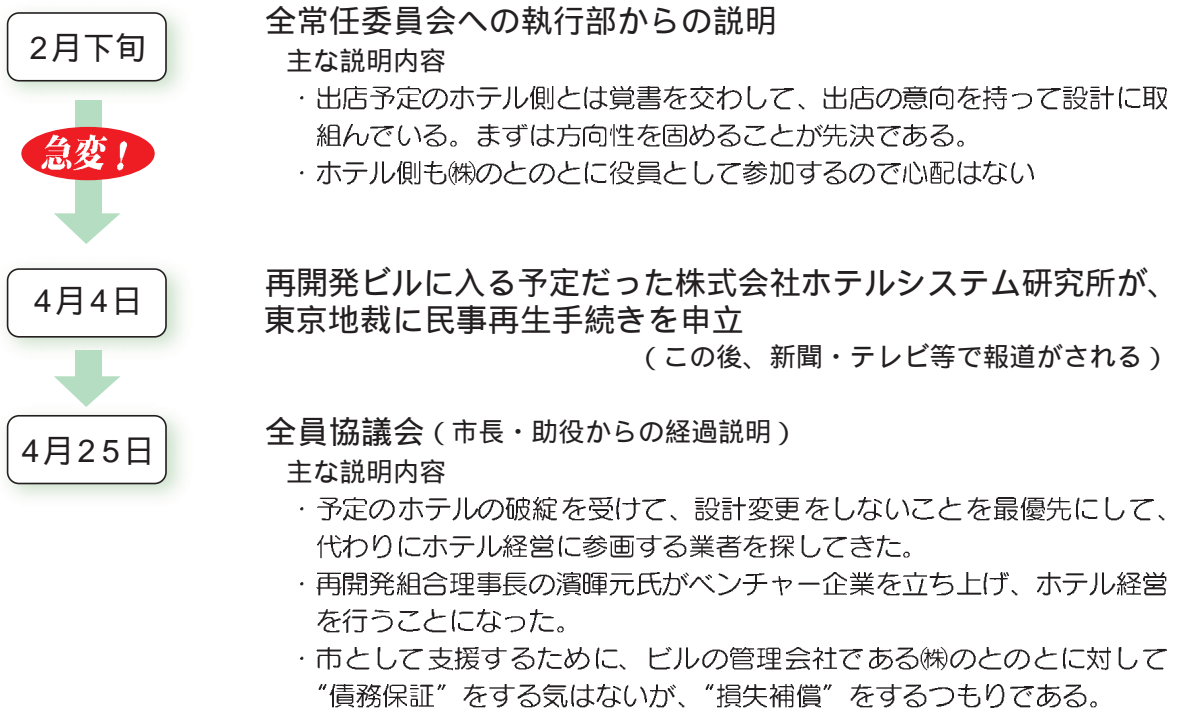
人事案件は通常、質疑や討論を行わないのが慣例となっています。この日も質疑及び討論を省略し、直ちに採決が行われました。また、2月の臨時会の際に混乱をきたしたことから、採決は起立ではなく無記名による投票（投票者の氏名を書かずに、“賛成”か“反対”かだけを記入する方法）で行われました。

その結果、同意案第1号については総投票数56に対し、賛成28票、反対28票の同数となり、議長裁決によって同意しないことになりました。同意案第2号については、同じく総投票数56に対し、賛成34票、反対22票で同意することになり、現七尾市助役「中畠三雄」氏が選任されました。

七尾駅前第二地区第一種市街地再開発事業について

七尾駅前第二地区第一種市街地再開発事業については、これまでも議会内で様々な議論がされてきました。特に、旧七尾市における産業建設常任委員会、そして新七尾市になってからの建設常任委員会においては、細部に渡っての指摘・議論が行われてきました。

今年に入ってからの主な経過



債務保証と損失補償について

市が、法人の債務保証をすることは、「法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律」によって禁じられています。しかし、損失補償については法の範囲外であり、許されるとされています。この“債務保証”と“損失補償”の違いについては非常に微妙な問題であり、また難しい問題でもありますが、多大なリスクを伴うことは同じであり、市民に対する説明が必要であると考えられます。

債務保証と損失補償の違い

損失補償契約は、債務保証契約のように第三債務者が相手方に対して負担している債務（＝主たる債務）の履行を相手方に対して保証するものではなく、相手方の一定の範囲内における損害の発生を契約によって補償するという内容の契約ですから、主たる債務の存在を前提とするものではなく、また、第三債務者が履行期限までに履行しなければ、これに代わって履行するという代位性もありません。したがって、その法律的性格は、債務保証契約とは異なっています。

しかし、相手方の損害を償うという効能を果たすという点では同じであることから、実態的には相当問題のある運用が見受けられるとも言われています。

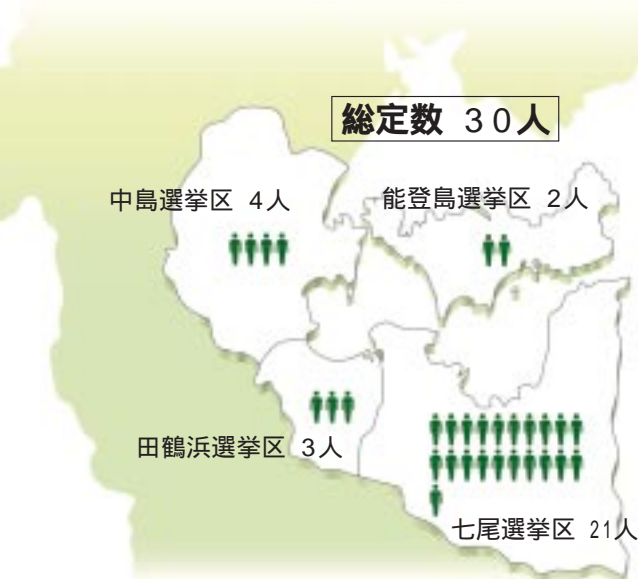
今回のことについては、市が(株)のとのとの保証人になるのではなく、(株)のとのとがビルの保留床を取得する際に金融機関が融資することに対して、市が損失補償するという考えであると思われます。

次回市議会議員選挙の方法が決定

3月定例会において「七尾市議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例」が可決され、次回市議会議員選挙の方法が決定しました。

内容は、合併前の旧1市3町をそれぞれ1つの選挙区とし、その中で一定数の議会議員を選出するというものです。(内訳は下図のとおり。)

現在の市議会議員の在任特例適用期間は、今年の10月31日までです。選挙投票日は未定ですが、その任期満了前に新しい条例の規定に基づく選挙が行われることになります。



概要説明

- 選挙区の設置については、公職選挙法に規定されています。
- 立候補者は、市内に住んでいて、年齢等の要件を満たしていれば、どの選挙区でも立候補することができます。
- 投票者は、自分が住んでいる選挙区の候補者に投票することになります。(期日前投票を含みます。)

経過について

昨年の12月定例会の議会運営委員会及び全員協議会において、次回の市議会議員選挙の方法については、検討委員会を設置し、議論をしながら決めることで話がまとまりました。

そのことを受けての会派代表者による打合わせ会議において、「選挙方法検討委員会」は、各会派の人数に応じて委員を選出し、計20人で構成する委員会とすることが決定しました。その後、年明け以降、計5回にわたって委員会が行われ、活発な議論が交わされました。

焦点は、全市域1選挙区で選挙を実施するか、旧1市3町の区域で選挙区を設置して選挙を実施するかでした。地域の声を反映させるために、合併前の旧1市3町から確実に一定数の議員を選出すべきという考えもありますし、1つの市になったのだから、全市一區で選挙を実施すべきという考えもあります。

いずれも長所・短所がありますので、長い時間をかけて議論がされました。その結果、「選挙方法検討委員会」としては、両論併記ということで、一本化した意見集約はできませんでしたが、より多くの意見が出された「選挙区を設置し、定数配分を行う」という条例案が、議会議案として3月定例会の最終日に提出されました。

それを受け、無記名投票による採決を行った結果、総投票数55に対し、賛成42票、反対13票となり、条例案が可決されました。これにより、次回の市議会議員の選挙方法が決定しました。

お知らせ

なお市議会だよりでは、今後、議会の中でも意見が分かれたことや、数多くの意見が出されたことを中心に掲載し、そのことに対する市民の皆さんのご意見・ご感想をいただきたいと考えています。どうぞ率直なご意見・ご感想をお寄せください。

なお、議会の会議録については、中央図書館、本府中図書館、田鶴浜図書館、中島図書館、能登島図書館に備えてあるほか、市のホームページでも閲覧できるようになっていますので、ご覧ください。

TEL(0767)53-8433 <http://www.city.nanao.ishikawa.jp>
市のホームページからメール送信することもできます。

平成17年第2回七尾市議会定例会日程について

- 6月10日(金)10:00 提案理由説明
- 6月16日(木)6月17日(金)6月20日(月)10:00 一般質問
- 6月24日(金)14:00 委員長報告・質疑・討論・採決